

# 病床機能分化・連携促進基盤整備事業

地域医療構想の策定・実現を見据え、病床機能分化・連携を促進するため、各医療機関が実施する**病床機能の再編などの整備**に対して支援。

- 急性期病床等から**回復期病床（地域包括ケア病床を含む）等**への転換支援
- **病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等**への支援

※ 事業計画については、地域医療構想調整会議に事前報告が条件

## 【病床機能の転換】

区分	内容	補助基準額	補助率
施設整備	病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の新築・増改築・改修 (併せて建物内に訪問看護ST等を整備する等、在宅医療の機能強化に係る取組も対象)	5,187,500円× 転換する病床数	1/2 以内
設備整備	病床機能転換に必要な医療機器等整備 (回復期の確保と併せて行う在宅医療(在支病・在支診)を実施する病院は訪問診療等に使用する車両の整備も対象とする。)	10,800千円	

【病床の適正化(ダウンサイズ)を図るための転換】

区 分	内 容	補助基準額	補 助 率
施設整備	病室や診療室等への転換など、病床の適正化のために必要な新築・増改築・改修（在支診や訪問看護ST等、在宅医療の推進に係る整備も含む。）	5,022,500円× 整備前病床数	1/2 以内
設備整備	病床の適正化のために必要な機器等の整備（在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院（診療所）は訪問診療等に使用する車両の整備も対象とする。）	10,800千円	

【理学療法士等の確保・資質向上】

区 分	内 容	補 助 基 準 額	補 助 率
雇用経費	急性期から回復期などに転換する病院の理学療法士等雇用経費	1人につき 給与(上限350千円)×12月 (計 4,200千円上限)	1/2 以内
研修経費	理学療法士等（PT等）を所属外の病院で技術研修を受講させる場合や指導的PT等の派遣を受ける場合の病院を支援	受講料 @10千円×240日 指導的職員派遣 @40千円×240日	

# 病院機能の再編・ネットワーク化 (病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

- 病院機能の再編・ネットワーク化するために必要な病院の施設・設備整備を支援。
- 事業の実施にあたっては、再編・ネットワーク化する各病院の機能や役割を明確にし、病院間で連携を図ること。

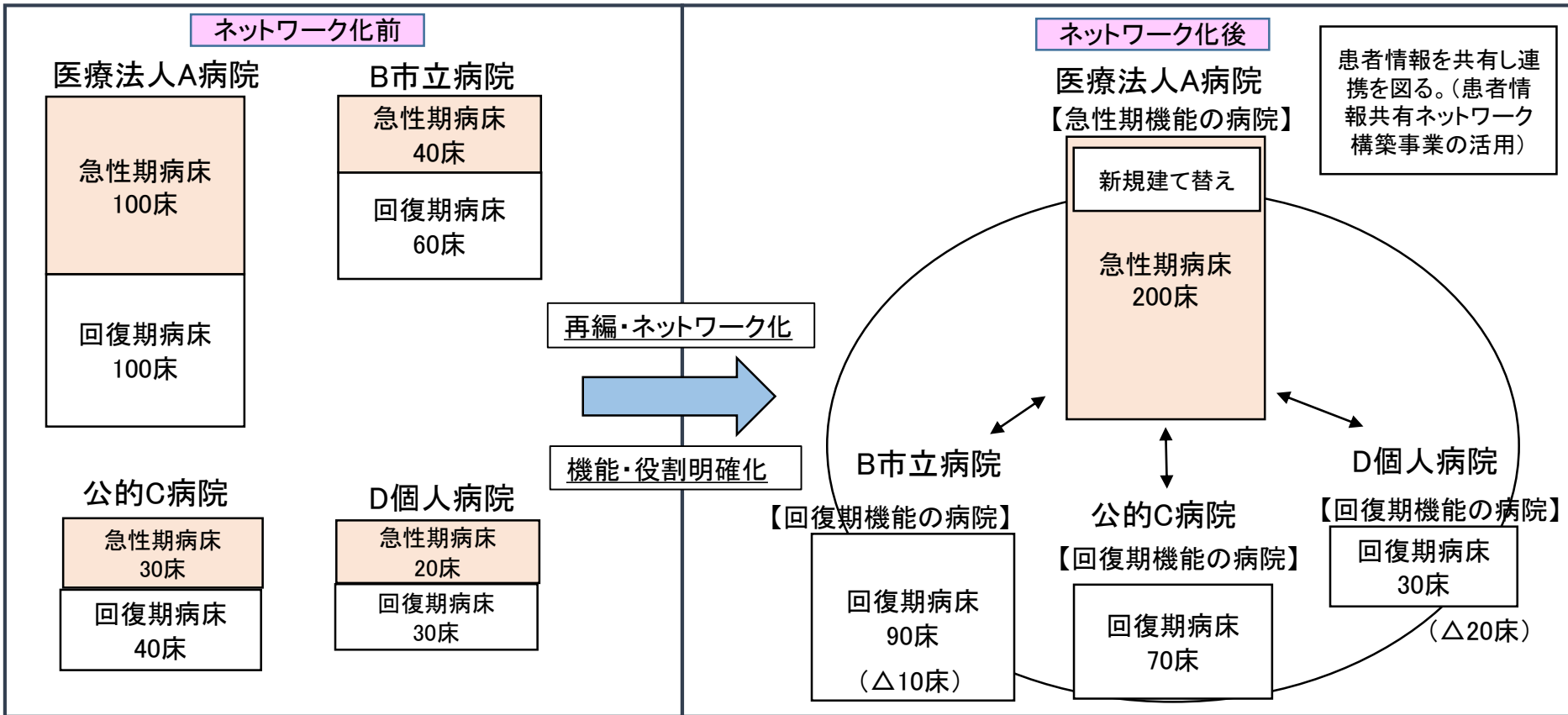
## 【病院機能の再編・ネットワーク化】

区 分	内 容	補助基準額	補 助 率
施設整備	再編・ネットワーク化に必要な病室や診察室等の新築・改築・改修	5,187,500円× 再編等により整備する 病床数  再編等による病床を整理する場合は 5,022,500円× 再編等のより整理する 病床数	1/2 以内
設備整備	再編・ネットワーク化に必要な医療機器等整備	10,800千円	

再編・ネットワーク化により不足する機能の整備に対して、ネットワーク内の病床削減に係る補助基準額の範囲内で病床削減した以外の医療機関(在宅療養支援診療所等)の整備も可能とする。

# ○病院機能のネットワーク化事業例

# 【病床機能分化・連携促進基盤整備事業】



## ○病床数

	ネットワーク化前	ネットワーク化後
急性期病床	190床	200床
回復期病床	230床	190床
病床計	420床	390床

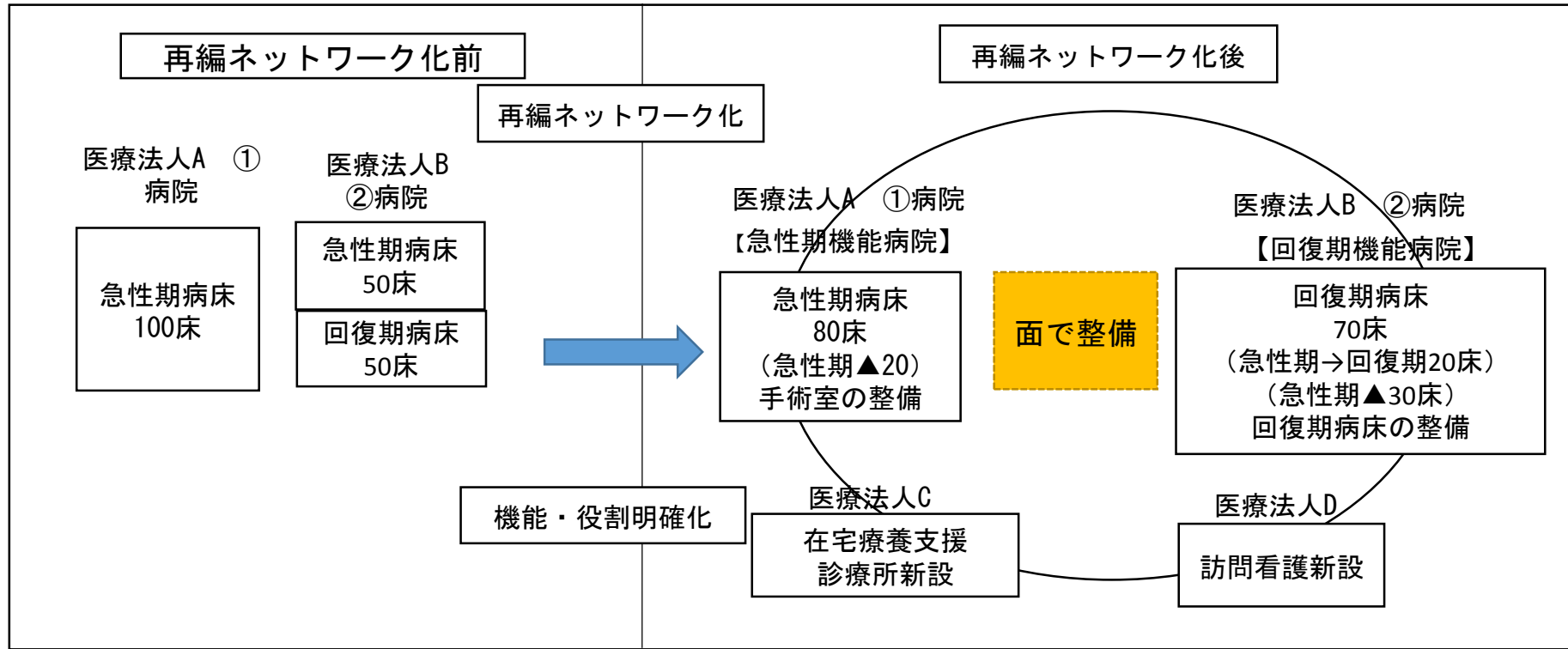
参考: 30床分については、次のスライドのとおりネットワーク内でシェアすることも可能

## ○補助対象等

施設名	補助基準額		補助対象	補助率
	施設整備	設備整備		
医療法人A病院	5,187,500円 × 整備した病床 200床	1,080万円	ネットワーク化により整備した急性期病床の施設整備、医療機器等整備	1/2以内
B市立病院	5,187,500円 × 転換した病床30床 + 5,022,500円 × 整理した病床10床	1,080万円	ネットワーク化により整備した回復期病床の施設整備、医療機器等整備	1/2以内
公的C病院	5,187,500円 × 転換した病床30床	1,080万円	ネットワーク化により整備した回復期病床の施設整備、医療機器等整備	1/2以内
D個人病院	5,022,500円 × 整理した病床20床	1,080万円	ネットワーク化により整備した回復期病床の施設整備、医療機器等整備	1/2以内

※補助基準額は、補助基本額の上限額です。実支出額が少ない場合は、実支出額が補助基本額となります。補助基本額に補助率を乗じた額が補助額となります。

# 再編・ネットワーク化に伴う医療機関間での補助金シェアのイメージ図



病床数	ネットワーク化前	ネットワーク化後
急性期	150	80
回復期	50	70
病床計	200	150
その他		在宅療養支援診療所
		訪問看護ST

○病床削減分の施設整備補助基準額  
251,125千円 (5,022,500円 × 病床削減数50床)  
○病床削減に伴う設備整備補助基準額  
21,600円 (10,800千円 × 2病院分)

⇒ネットワーク内の医療機関でシェア

# 再編・ネットワーク事業追加項目(補助対象経費項目の追加)イメージ図

病院等	整備内容	施設整備 補助基準額1 (シェア前)	施設整備 補助基準額2 (シェア後)	設備整備 補助基準1 (シェア前)	設備整備 補助基準2 (シェア後)
医療法人A①病院 (急性期▲20床)	手術室の強化	$5,022,500円 \times 急性期削減20床 = 100,450千円$	<u>50,450千円</u>	10,800千円	<u>5,800千円</u>
医療法人B②病院 (急性期▲30床)	回復期病床の整備	$5,187,500円 \times 回復期病床転換20床 = 103,750千円$ $5,022,500円 \times 急性期削減30床 = 150,675千円$	$5,187,500円 \times 回復期病床転換20床 = 103,750千円$ <u>100,000千円</u>	10,800千円	<u>5,800千円</u>
医療法人C (在宅療養支援 診療所)	在宅療養支援 診療所の新規整備	0千円	<u>50,675千円</u>		<u>5,000千円</u>
医療法人D (訪問看護ST)	訪問看護ST の新規整備	0千円	<u>50,000千円</u>		<u>5,000千円</u>
合計		354,875千円	<u>354,875千円</u>	21,600千円	21,600千円

## 〇メリット

地域の法人では担うことができない在宅医療の機能をその機能(今回のパターンは在宅療養支援診療所、訪問看護ST)を得意とする法人が補完することが可能(面的整備に対する補助)  
→地域での役割分担の促進、不足する社会資源の促進

〇申請については、医療機関間でネットワークを構築し、病床削減を行ったことに伴い、地域で必要となる機能(在宅医療)を担うことが不可能で、他法人が事業を新規で実施する際に認める。

〇申請に当たっては、地域医療構想調整会議で報告することを条件とする。

〇申請方法はそれぞれの法人からの申請となるが、ネットワーク間で協議の上、総括表によりそれぞれの補助基準額のシェア状況を記載して申請する。